

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年5月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一

子ども育成課

監査結果公表日 令和4年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 令和5年5月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金において、資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還すべき元利金を支払わないときは違約金を徴収しているが、同一の債務者に対し元利金と違約金の両方の債権が発生している際に、所管課は債務者の返済金を元利金に優先的に充当していた。</p> <p>奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14年奈良市告示第117号）第2条第1項によると「違約金は、原則として当該元利金又は納付金に優先して徴収するものとする。」と規定されており、現状の取扱いは要綱に沿ったものとなっていないため、要綱の規定に基づき事務処理を行われたい。</p>	<p>奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱を見直し、令和5年3月29日付けで要綱第2条第1項について、「違約金は、原則として元利金又は納付金（以下「元利金等」という。）の延滞が解消した後に徴収するものとする。」とすることにより、現状の取扱いに沿った内容に改めました。</p>

道路維持課

監査結果公表日 令和4年6月30日（奈良市監査委員告示第14号）

措置結果通知日 令和5年5月22日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公用車（業務用車）の運転報告書を査閲したところ、複数車両の運転報告書において、記載すべき事項のうち出庫時間や入庫時間、現場ごとの運転開始時間が一切記録されておらず、日によっては運転者氏名さえ記録されていない</p>	<p>令和4年12月から適正な運転報告書を作成するよう全所属職員への指導を徹底し、所属長が記入漏れがないことを日常的に確認するよう事務手続を改めました。</p>

ものが見受けられた。また、同報告書には決裁欄が設けられているものの、所管課長が同報告書を確認した記録も一切残されていなかった。

これらのことから、所管課においては、日常的に運転報告そのものがなされていなかったと考えられるため、今後は、適正な運転報告書を作成するとともに、所管課長への報告を確実にを行うよう事務手続を改められたい。

なお、令和4年4月1日以降、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正に伴い、安全運転管理者には運転の前後において酒気帯びの有無を確認することなどが義務付けられており、運転報告の重要性がこれまで以上に高まっている。安全運転管理者においては、求められる確認作業を確実に実施するとともに、必要に応じて適切な指導を行われたい。